

平成28年6月8日

各 位

秋田県タクシー運転者登録センター

タクシー運転者登録に係る講習会の案内について（新人運転者）

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標記講習の平成28年度分の実施予定をお知らせします。

受講を希望される場合は、講習実施予定日の7日前までに当センターへ申込書をお届けください。

また、受講及び登録に必要な書類等もご準備ください。

[日 程] ※次頁の実施予定表を参照ください。

1日目（法令・安全）

2日目（接遇・地理）

受付：9時30分～

講習：9時00分～16時00分

講習：10時00分～16時00分

[場 所]

秋田県自動車会館 秋田市八橋大畑二丁目12番53号

（秋田県ハイヤー協会が入居している建物）

[準備いただく書類]

※詳細は、先に配布しています『運転者登録制度の手引き』（赤表紙）をご覧ください。

- ◇ 登録申請書（第二号様式）
- ◇ 運転者証交付申請書（第九号様式）
- ◇ 雇用条件及び雇用契約証明

※必要書類は、『運転者登録制度の手引き』にも添付されています。また、『運転者登録に係

る申請書様式』（CD）や本ホームページからもダウンロードができます。

※講習初日にご持参ください。

[講習受講料等]

受 講 料 1人 20,800円（消費税込）

登録手数料 1人 1,900円（消費税込）

運転者証交付手数料 1人 2,000円（消費税込）

※効果測定で6割以下の正答率の場合、補講受講料（1科目3,000円）が掛かります。

FAX 018-864-1353  
秋田県タクシー運転者登録センターあて

**新人運転者**

タクシー運転者登録に係る講習会（ 月分）  
受講申込み

平成 年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

#	受講者名	受講希望月日
例	登録太郎	3月 7日(月)～3月 8日(火)
		月 日(月)～ 月 日(火)
		月 日(月)～ 月 日(火)
		月 日(月)～ 月 日(火)
		月 日(月)～ 月 日(火)
		月 日(月)～ 月 日(火)

※ 不足の場合は、コピーの上ご記入ください。

運転者の講習(新人講習)実施予定表 平成28年度上期

2016年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				

2016年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
29	30	31				

2016年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
26	27	28	29	30		

2016年 7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
31						

2016年 8月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
28	29	30	31			

2016年 9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				

新人講習は、秋田県自動車会館で行う。

運転者の講習(新人講習)実施予定表 平成28年度下期

2016年 10月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
30	31					

2016年 11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				

2016年 12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
25	26	27	28	29	30	31

2017年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				

2017年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
26	27	28				

2017年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
	新人講習 (秋田)	新人講習 (秋田)				

新人講習は、秋田県自動車会館で行う。

# 登録申請書

運 転 免 許 証 の 番 号
第           号

交付番号

申 請 年 月 日
平成     年     月     日

運転免許証の有効期限	運転免許の種類
平成     年     月     日	1. 大型 2. 中型 3. 普通

秋田県タクシー運転者登録センター 殿

単 位 地 域
秋 田 県

フリガナ	氏 名	生 年 月 日
		1. 大正 2. 昭和 3. 平成
住所コード	フリガナ	
住 所	秋田県	
事業者コード		
事 業 者	氏名又は名称	
	住 所	

申請者の氏名 印

住 所

- (注) (1) 運転免許の種類、欄及び生年月日の欄中 番号の附されている事項は、該当する番号を○で囲むこと。  
 (2) 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長(登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関)の定めるところにより記入すること。  
 (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

# 運転者証交付申請書

秋田県タクシー運転者登録センター 殿

登録番号	
------	--

申請年月日			
平成		年	
		月	
		日	

運転免許証の番号			
第			
			交付番号

フリガナ	
氏名	氏名

申請者の氏名又は名称

住所

印

(注) (1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
 (2) 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

印

## 雇用条件及び雇用契約証明

運転者氏名

運転者現住所

上記の者は、当社(方)のタクシー運転者として次の内容により雇用している(する予定の)者に相違ありません。

### 1. 雇用条件

次の(1)から(5)のいずれかにも該当する者ではない。

- (1) 日日雇い入れられる者
- (2) 2月以内の期間を定めて使用される者
- (3) 試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- (4) 14日未満の期間ごとに賃金の支払い(仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。)を受ける者
- (5) 安全関係、地理、旅客及び公衆に対する応接等、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項に定められた事項について、雇い入れ後少なくとも10日間の指導が行われていない者(ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇い入れの前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であったときは、この限りでない。)

### 2. 雇用契約

次のとおり雇用し、タクシー運転者として選任している(する予定の)者である。

雇用(予定)日： 平成 年 月 日

・雇用の日、期間を定めて使用されるときは

その期間：  
-----

・試みの使用期間を定めて使用されるときは

その期間：  
-----

賃金の支払い方法：  
-----

上記の条件に該当する場合は記入すること。

平成 年 月 日

事業者住所

氏名又は名称

印